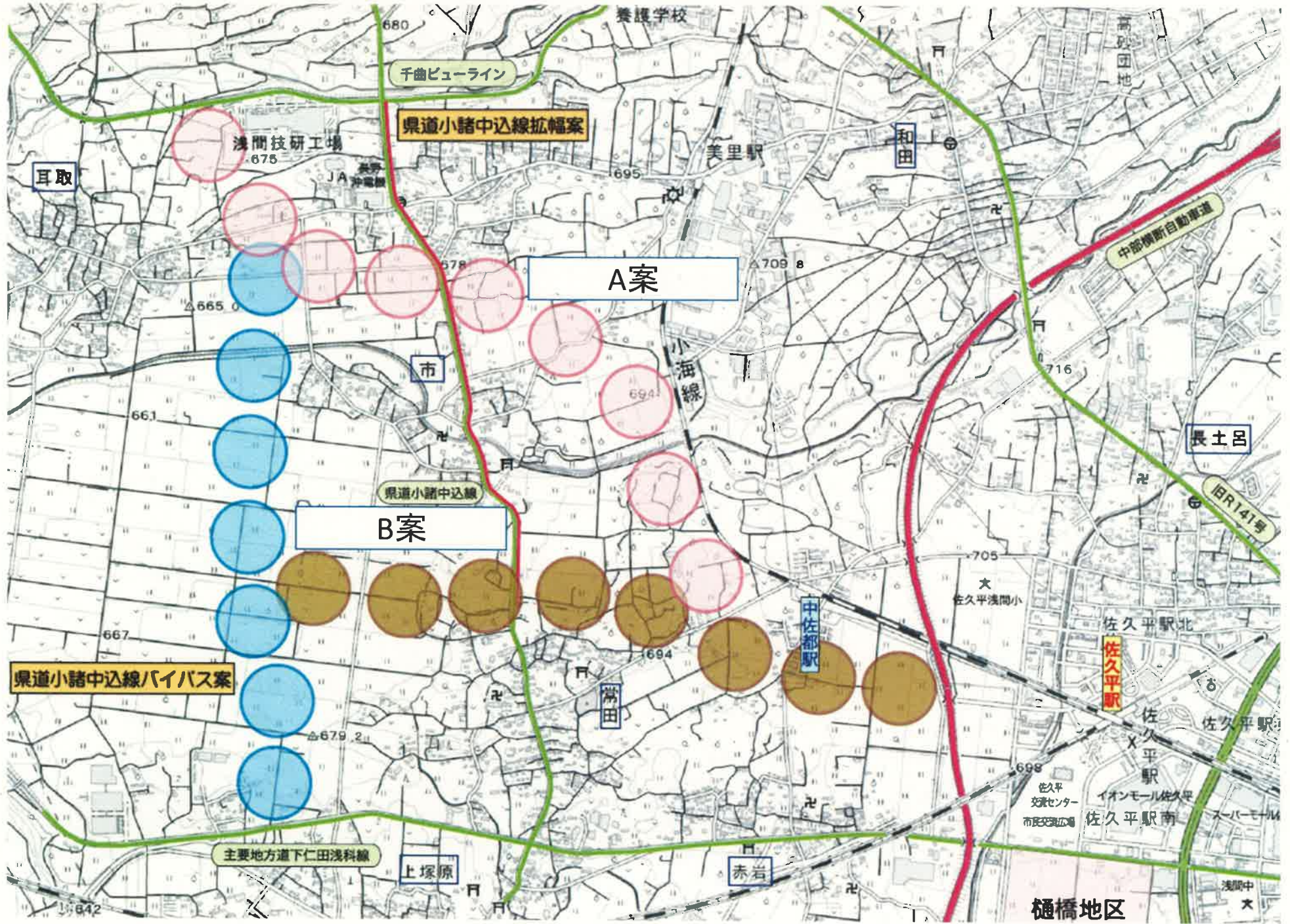


佐久平駅からのアクセス道路位置図



地方税法（昭和25年法律第226号）令和2年4月30日一部改正

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第59条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月1日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であって総務省例で定める事実があったことその他これに類する事実がある場合において、これらの者が特定日（徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予を申請しようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度パンフレット

(令和2年7月17日現在)

このパンフレットは、新型コロナウイルス感染症に関する 主な支援制度について
取りまとめたものです。

本パンフレットをご活用いただき、皆様の生活安定のための一助としていただければ幸いです。

第3.1版の支援制度については、7月17日現在で取りまとめたものであり、
今後、追加・変更等があったときは、随時内容を更新してまいります。

※[いわき市ホームページ](#)「[新型コロナウイルス感染症関連情報](#)」も併せてご覧ください。

☆（追加になった制度） ★（内容が更新された制度） ※更新された箇所には波線が引いてあります

（個人向け）

◇個人向け主な支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

●生活資金に関すること

特別定額給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

特別定額給付金（配偶者等からの暴力（DV）を理由に避難している方へ）・・・・ 3

生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）・・・・ 4

住居確保給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（省略）

●子ども・妊婦に関すること

福島県立高等学校の授業料の減免制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

妊婦の方へのマスク配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

子育て世帯への臨時特別給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

ひとり親世帯臨時特別給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（省略）

●減免・猶予・延長に関すること

国民健康保険税の減免制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

後期高齢者医療保険料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

市税等における徴収猶予の特例制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

市税等における猶予制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

介護保険料の減免制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

要介護認定有効期間の延長制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

水道料金・下水道使用料等の支払い猶予・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

（86ページまで）

市税等における徴収猶予の特例制度

支援の種類	猶 予
支援の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができますようになります。</p> <p>担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。</p> <p>《対象となる市税等》</p> <p>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税等が対象になります。</p>
対象となる方	<p>次の①②のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者が対象となります。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）」において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。</p> <p>② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。</p>
必要書類	<p>① 申請書</p> <p>② 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）</p> <p>③ 財産目録、収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）</p> <p>※ その場で挙証資料の提出が難しい場合は、口頭によりお伺いします。</p>
受 付	<p>税務課及び各税務事務所 8時30分～17時（平日のみ）</p>
お問い合わせ	<p>税務課：22-7423、22-7424</p> <p>小名浜税務事務所：54-2111（代表） 勿来税務事務所：63-2111（代表）</p> <p>常磐税務事務所：43-2111（代表） 内郷税務事務所：26-2111（代表）</p> <p>四倉税務事務所：32-2113</p>
その他	<p>納期限までに申請が必要です。</p>